

がん団信制度の新しい2つの特約

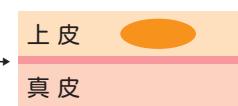
上皮内新生物・ 皮膚がん保障特約

がん (悪性新生物)



基底膜を越えて浸潤している悪性新生物(転移の可能性がある)

上皮内がん (上皮内新生物)

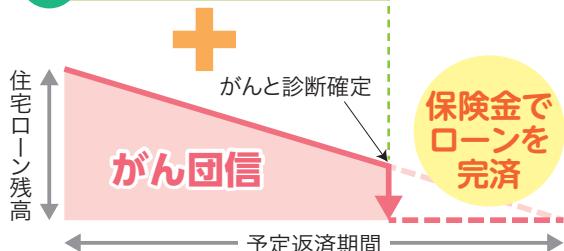


基底膜を越えていない上皮内新生物(転移の可能性が低い)

保障内容

上皮内新生物または皮膚がんと診断確定されたときに、「上皮内新生物・皮膚がん診断給付金」をお支払いします

新 上皮内新生物・皮膚がん保障特約



給付金額

●新規加入者の給付金額：

一律30万円

※ただし、同一被保険者につき、支払いは保険期間を通じて1回

がん先進医療 保障特約

がん先進医療保障特約の対象について

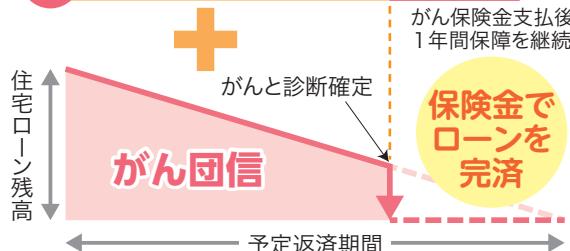
厚生労働大臣が認める「医療技術」 + 医療技術ごとの要件を満たす「適応症」 + 治療は所定の基準を満たす「医療機関」

以上の3つの要件をすべて満たす場合に「がん先進医療給付金」のお支払い対象となります

保障内容

悪性新生物を原因として、厚生労働大臣が認める「先進医療」による療養を受けたとき、「がん先進医療給付金」をお支払いします

新 がん先進医療保障特約



給付金額

●新規加入者の給付金額：

**先進医療の技術に係る費用と同額
その額が500万円を超える場合は500万円**

※通算して1,000万円を限度(通算限度に達した場合は、特約消滅)

ご加入について

①加入対象者

新たに融資を受けられる所定の年齢範囲内のうち、生命保険会社が承諾した方が加入いただけます。
ただし、以下に該当する場合は、地銀協がん団信制度には加入いただけません。

- ・がん（悪性しゅよう・肉腫・悪性リンパ腫・白血病・上皮内がん・皮膚がんを含みます）の既往歴のある方

②加入手続

「申込書兼告知書」をご提出いただきます。なお、借入金額（保険金額）が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります（診断書取得にかかる費用はお客様（加入申込者）にご負担いただきます）。

※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承願います。

「がん保障特約付
団信について」
(ご説明動画)



一般社団法人全国地方銀行協会 がん団信制度 給付金特約の概要

保険名称	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付上皮内新生物・皮膚がん保障特約付がん先進医療保障特約付団体信用生命保険	
特約	上皮内新生物・皮膚がん保障特約	がん先進医療保障特約
この特約の特徴	<p>保険期間中に、以下のいずれかに該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①所定の上皮内新生物^{*1}に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定^{*2}されたとき ②所定の皮膚のその他の悪性新生物^{*1}に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定^{*2}されたとき <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の皮膚のその他の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき^{*3} ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の上皮内新生物または所定の皮膚のその他の悪性新生物と診断確定されたとき。なお、90日経過後の上皮内新生物または所定の皮膚のその他の悪性新生物の再発・転移等と診断確定された場合はお支払いの対象となります。 <p>上皮内新生物・皮膚がん診断給付金のお支払事由に該当されたときには、上皮内新生物・皮膚がん保障特約は消滅します。</p> <p>※ 1 上皮内新生物・皮膚がん診断給付金のお支払い対象となる上皮内新生物または皮膚のその他の悪性新生物については、「地銀協 がん団信制度(給付金特約付)重要事項に関するご説明」の14頁をご参照ください。</p> <p>※ 2 上皮内新生物または皮膚のその他の悪性新生物の診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることができます。</p> <p>※ 3 被保険者ご本人がその事実を知っているといないとかかわらずお支払い対象外です。</p>	<p>①保険期間中に、以下のいずれかに該当したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 所定の悪性新生物^{*5}に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定^{*6}され、その悪性新生物を直接の原因として、所定の先進医療による療養を受けたとき イ. 所定の先進医療^{*7}による療養を受けた結果、医師によって、所定の悪性新生物^{*5}と診断確定されたとき <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき^{*8} ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等^{*9}と認められるとき <p>②がん保障特約に定める悪性新生物に罹患したと診断確定された日(以下「診断確定日」)からその日を含めて1年以内に、その悪性新生物を直接の原因として先進医療^{*7}による療養を受けたときは、その「診断確定日」に上記①に該当したものとみなして、がん先進医療給付金を支払います。</p> <p>ただし、次の場合を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき^{*8} <p>がん先進医療給付金のお支払事由に該当され、支払給付金が通算1,000万円の上限に達したときには、がん先進医療保障特約の、その被保険者についての部分は消滅します。</p> <p>※ 5 がん先進医療給付金のお支払い対象となる悪性新生物については、「地銀協 がん団信制度(給付金特約付)重要事項に関するご説明」の15頁をご参照ください。</p> <p>※ 6 悪性新生物の診断確定について、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることができます。</p> <p>※ 7 「先進医療」とは、公的医療保険制度の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。</p> <p>※ 8 被保険者ご本人がその事実を知っているといないとかかわらずお支払い対象外です。</p> <p>※ 9 再発・転移等ではなく新たに原発の悪性新生物と診断確定された場合はお支払いの対象となります。</p>
給付金額	30万円	
給付金が支払われない場合	<p>保障開始日前に所定の皮膚のその他の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき^{*4}</p> <p>※ 4 被保険者ご本人がその事実を知っているといないとかかわらずお支払い対象外です。また、この場合、上皮内新生物・皮膚がん保障特約は無効とします。</p> <p>保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の上皮内新生物または皮膚のその他の悪性新生物と診断確定されているとき。</p> <p>保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき^{*10}</p> <p>※ 10 被保険者ご本人がその事実を知っているといないとかかわらずお支払い対象外です。また、この場合、がん先進医療保障特約は無効とします。</p> <p>保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき</p> <p>保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等^{*11}と認められるとき</p> <p>※ 11 再発・転移等ではなく新たに原発した悪性新生物と診断確定された場合は、お支払いの対象となります。</p> <p>その被保険者が事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の団体信用生命保険がん先進医療保障特約と重複して加入していることが判明し、事務幹事会社がその被保険者の部分を取り消したとき</p> <p>療養を受けた日現在において、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるものに該当しないとき</p>	
保障開始日	融資実行日(債務引受の場合は債務引受日)または事務幹事会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。	

(団体信用生命保険がん先進医療保障特約について)

事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の団体信用生命保険がん先進医療保障特約は同一被保険者について1特約を限度とします。重複加入が判明した場合、その被保険者について団体信用生命保険がん先進医療保障特約が取り消されることがあります。

＜ご注意＞上皮内特約とがん先進特約の詳細については、申込書兼告知書に添付の「重要事項に関するご説明」、および、申込書兼告知書裏面の「上皮内新生物・皮膚がん保障特約付がん先進医療保障特約付がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。